

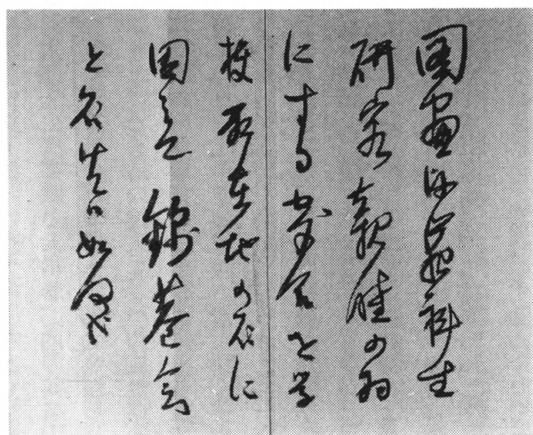
購買力があつて、當時三食附一ヶ月金八圓也で下宿して居るものさへあり、最高十五圓も出せば夕食には刺身に洋食の一品位はつけると云ふ低物價時代であつたから少々有り難かつたが此手當も我々卒業後間もなく經費節減のあほりで廢止せられたと云ふ事であつた。

ほかに、白浜徹および白浜在職中の図画師範科については『白浜徹先生追悼号』（昭和四十九年。錦巷会^{東京芸術大学美術教育学研究室}）があり、参考になる。

図画師範科は明治四十三年に第一回卒業生を全国の中等学校へ送り出した。同年正木直彦、白浜徹、上原六四郎、小山正太郎、阿部七五三吉らによる『尋常小学新定画帖』が発行され、図画師範科の順調な運営と相まって、明治三十五年以来の図画教育改革は完結をみた。また、白浜徹は同年『図画教授之理論及実際』『新式練習画帖』を出版し、一方図画師範科の同窓会である錦巷会が結成されてその会長となった。これらについては前出「続・日本近代美術教育史」（金子一夫著。『美育文化』所載）中に詳しい論及がある。

③ 錦巷会

前項中に掲載した「図画師範科創立当時の回顧」に記されているように、錦巷会は明治四十年十一月に発足した図画師範科の親睦団体で、会名は正木直彦の命名による。同会の機関誌『錦巷』は明治四十四年三月創刊され、これに会則が掲載されており、第三条に「本会ハ東京美術学校図画師範科職員卒業生並ニ在校生徒ヲ以テ組



正木直彦の「錦巷会」命名書
（『錦巷』第1号より転載）

織ス」と記されている。会長には同科主任を推すと定められている。機関誌については毎月編纂して春秋二回特別号を刊行するといふ規定があるが、これは明治四十四年四月に至り、春秋二回発行と改められている。『錦巷』の雑報欄によって、錦巷会では図画師範科関係教官や卒業生の講話、絵葉書競技、余興などが行われ、卒業式の時期になると、全国各地の学校へ赴任する生徒のために盛大な送別会を催したことがわかる。

④ 東京美術学校規則（総則）改正

図画師範科設置にともない明治四十年七月に東京美術学校規則の第一章「総則」が次のように改正された。

第一章 總 則

第一條 本校ノ學科ハ日本畫科、西洋畫科、彫刻科、圖按科、金工科、鑄造科、漆工科及圖畫師範科トス

日本畫科、西洋畫科、彫刻科、圖按科、金工科、鑄造科、漆工科ハ各専門ノ技術家ヲ養成スルヲ主旨トス

圖畫師範科ハ師範學校、中學校、高等女學校ノ圖畫教員タルベキモノヲ養成スルヲ主旨トス

前項ノ外豫備科、研究科ヲ置ク

第二條 本校ノ修業年限ヲ定ムルコト左ノ如シ

圖畫師範科ヲ除ク外各學科ハ豫備科ヲ通シテ五箇年トシ入學ノ始ニ於テ一學期間豫備科ヲ履修セシメ最後ノ二學期間ハ専ラ卒業製作ニ從事セシム

圖畫師範科ハ三ヶ年トス

(『東京美術學校一覽 從明治四十年至明治四十一年』)

⑤ 「生徒心得」改正

明治四十年九月、「生徒心得」が改正された。新旧の対比を左に示す。

第五

(旧心得) 「登校ノ節ハ本校所定ノ制服ヲ着用シ靴ヲ穿ツベシ 若シ病氣其他已ムヲ得ザル事故ニ依リ此條規ニ從フ能ハザル場合ニ在テハ其旨届出ツベシ 若シ五日ヲ超ユルトキハ病氣ノモノハ醫證ヲ添ヘ本校ヘ、届出デ許可ヲ受クベシ 但届書ハ門ヲ入ルトキ必ズ門衛ニ示スベシ

若シ之ヲ示サミルトキハ門衛ヲシテ入門セシメザルコトアルベシ」

(新心得) 「登校ノ節ハ必ズ本校所定ノ制服制帽ヲ着用シ靴ヲ穿ツベシ 如何ナル事由アルモ和服ヲ着用シテ教室ハ勿論校舎内ニ出入スルコトヲ許サズ」

第十八

(旧心得) 「在學中ハ鄙猥ノ製作ヲナシ又ハ製作物ヲ私ニ内外ノ展覽會等ヘ出品スベカラズ」

(新心得) 「在學中ハ鄙猥ノ製作ヲナス等ノコトアルベカラズ」

第五における改正は生徒の服装取締り強化を意味する。これが文相牧野伸顯による「学生生徒ノ振肅ニ関スル件」(明治三十九年六月公布)に示された学生の思想風紀取締強化の方針に従ってとられた措置であるのか、或いは本校の特殊な事情による措置なのかは定めがたいが、こうして始まった取締り強化は生徒の反感を招き、大正五年の東京美術學校改革運動の一つのきっかけとなった。

第十八における改正は、特に文展開設を目前に控えて制作に意欲を燃やす生徒たちにとっては歓迎すべき措置であったといえよう。

⑥ 彫刻授業法改正

明治四十年十一月、彫刻科の学科課程が改正され、同科は塑造、木彫、牙彫の三部に分けられた(『東京美術學校一覽 從明治四十年至明治四十一年』所載「沿革略」)。彫刻科は明治三十二年九月に塑造科が新設されたため木